

第4章 目標別課題と施策

目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

心豊かにいきいきと暮らせる社会を築くには、あらゆる場で誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つに、性別に基づく固定的役割分担意識があります。これは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されたもので、時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、男女双方の個性と能力の発揮を妨げたり、男女間の格差や不平等を生み出すことにつながっています。

誰もが個性と能力を発揮できるよう固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着していくよう意識改革の取組みを推進していきます。

これまでの主な取組み

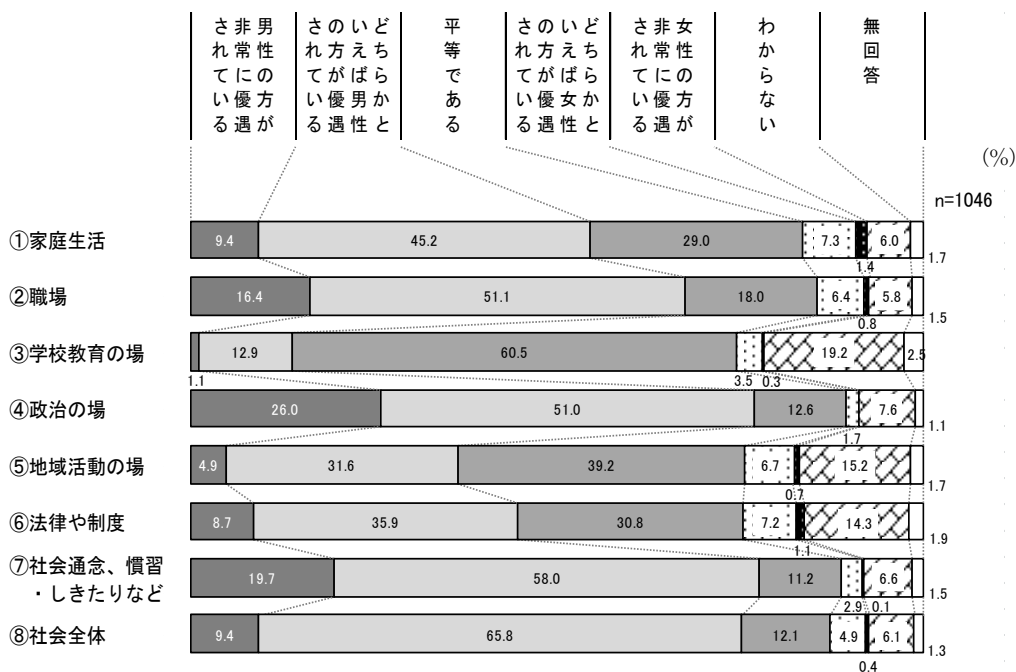
- 男女共同参画情報紙「はるか」を発行し、平成 25 年度から幅広い年齢層の市民の目に留まるよう町内会回覧を実施
- 市民や社会活動団体の代表者からなる男女共同参画市民フォーラム実行委員会を組織し事業の企画・運営に取組み、「女性活躍」、「子育て」、「介護」など市民に身近なテーマにより男女共同参画に関する意識づくりを推進
- 男女共同参画セミナーやレディヤン講座において、男女共同参画意識の啓発を推進
- 男女共同参画週間に併せ市役所市民ホールや各公民館に啓発ポスターを設置
- 平成 28 年度に男女共同参画に関する市民意識調査を実施
- レディヤンかすがいで男女共同参画に関する図書の収集

課題 1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

市民意識調査によると、男女の地位の平等意識については、「社会通念、慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」、「職場」などで『男性優遇』と感じている割合が高くなっています。一方で、「学校教育の場」では約6割の人が平等と感じています（図表 15）。また、性別でみると、「家庭生活」、「職場」など図表 15 の全ての項目で男性より女性の方が『男性優遇』と感じているという結果になっています。

2010 年の市民意識調査と比較しても、全ての項目で『男性優遇』のポイントは高くなっており、依然として男女の不平等感が残っていることがわかります。このような認識を変えていくためにも、男女共同参画に関する働きかけを継続的に推進していくことが必要です。

【図表 15】各分野における男女の地位の平等意識



『男性優遇』…「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合算
『女性優遇』…「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合算

資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016 年)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担の考え方は、2010年の調査と比較すると、男女とも『賛成』のポイントはずかになくなってはいますが（図表16）、『概ね賛成』は女性より男性が高くなっており、依然として男女の意識の違いがみられます。年齢別では、年齢が高くなるほど『概ね賛成』の割合が高くなっており（図表17）、年齢でも差があることがわかります。

男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に主体的に参画できるよう、固定的性別役割分担意識の解消に取り組んでいくことが必要です。

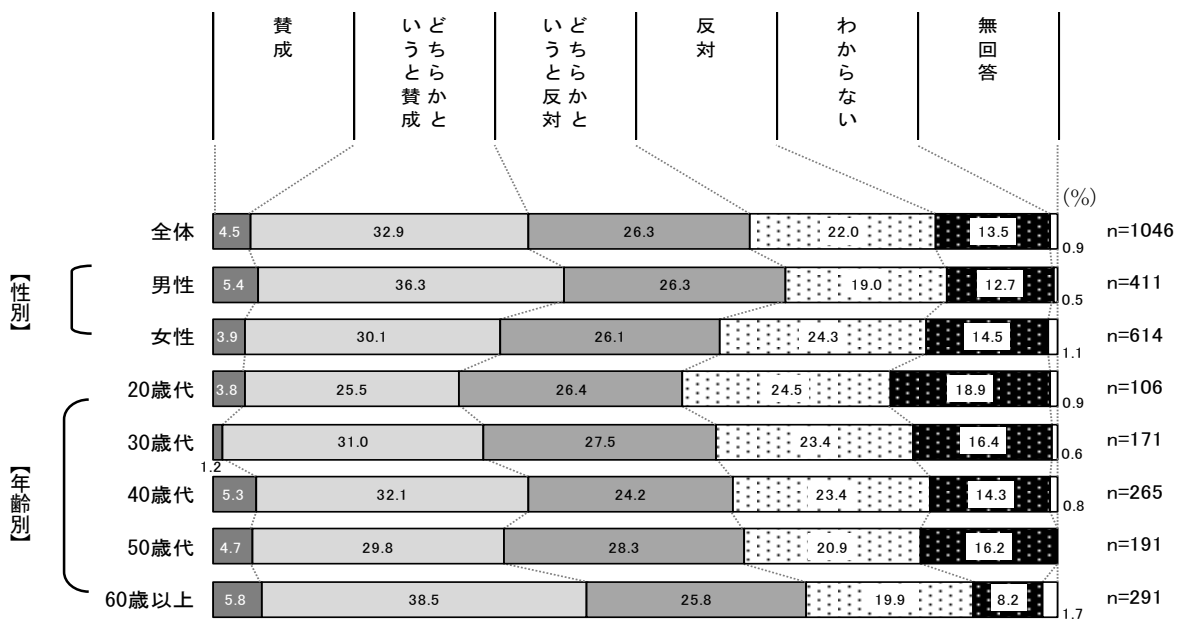
【図表16】男女別「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方 (%)

	2016年9月		2010年9月	
	男性	女性	男性	女性
『概ね賛成』	41.7%	34.0%	44.9%	34.3%
賛成	5.4	3.9	7.2	5.4
どちらかという賛成	36.3	30.1	37.7	28.9
『概ね反対』	45.3%	50.4%	45.1%	52.2%
どちらかという反対	26.3	26.1	27.8	28.7
反対	19.0	24.3	17.3	23.5
わからない	12.7%	14.5%	9.0%	12.8%

資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査(2010年)

【図表17】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方【性別役割分担意識】

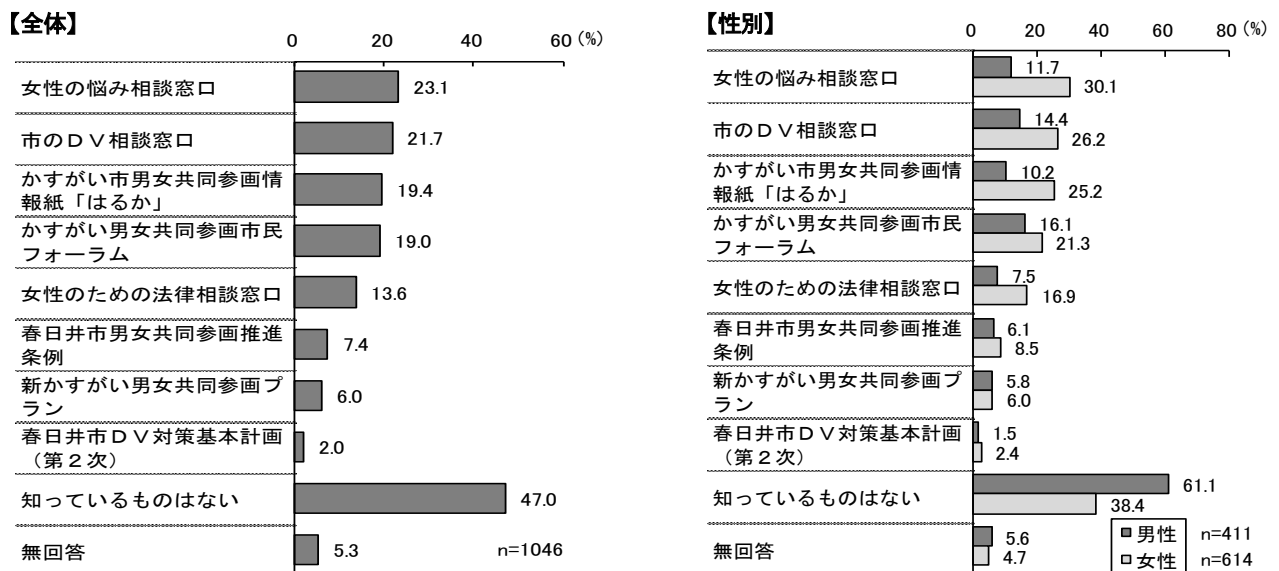


『概ね賛成』…「賛成」と「どちらかという賛成」を合算
『概ね反対』…「反対」と「どちらかという反対」を合算

資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

男女共同参画社会の実現に向けての市の取組みの認知度は、男女共同参画情報紙「はるか」が2010年の調査では7.6%でしたが、今回の調査では19.4%と、11.8ポイント高くなっており、市民に浸透しつつあることがわかります。しかし、「知っているものはない」と回答した市民は47.0%で最も多く（図表18）、この内訳は、女性38.4%に対して男性61.1%であり、特に男性に対して市の施策を浸透させていくことが必要です。

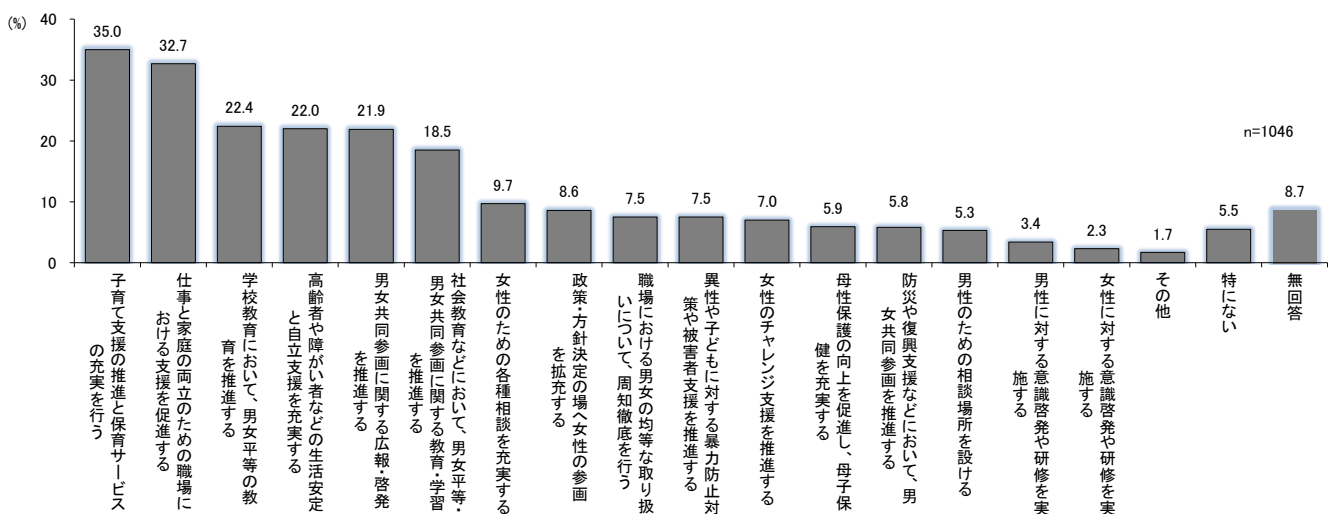
【図表18】市の男女共同参画社会実現に向けた取組みの認知度



資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

市民は、男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべきこととして、「子育て支援の推進と保育サービスの充実」、「仕事と家庭の両立のための職場における支援」、「高齢者等の自立支援」などの環境整備とともに、「学校教育における男女平等教育」や「市の広報・啓発の推進活動」などの意識改革にも期待しています（図表19）。

【図表19】男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべきこと



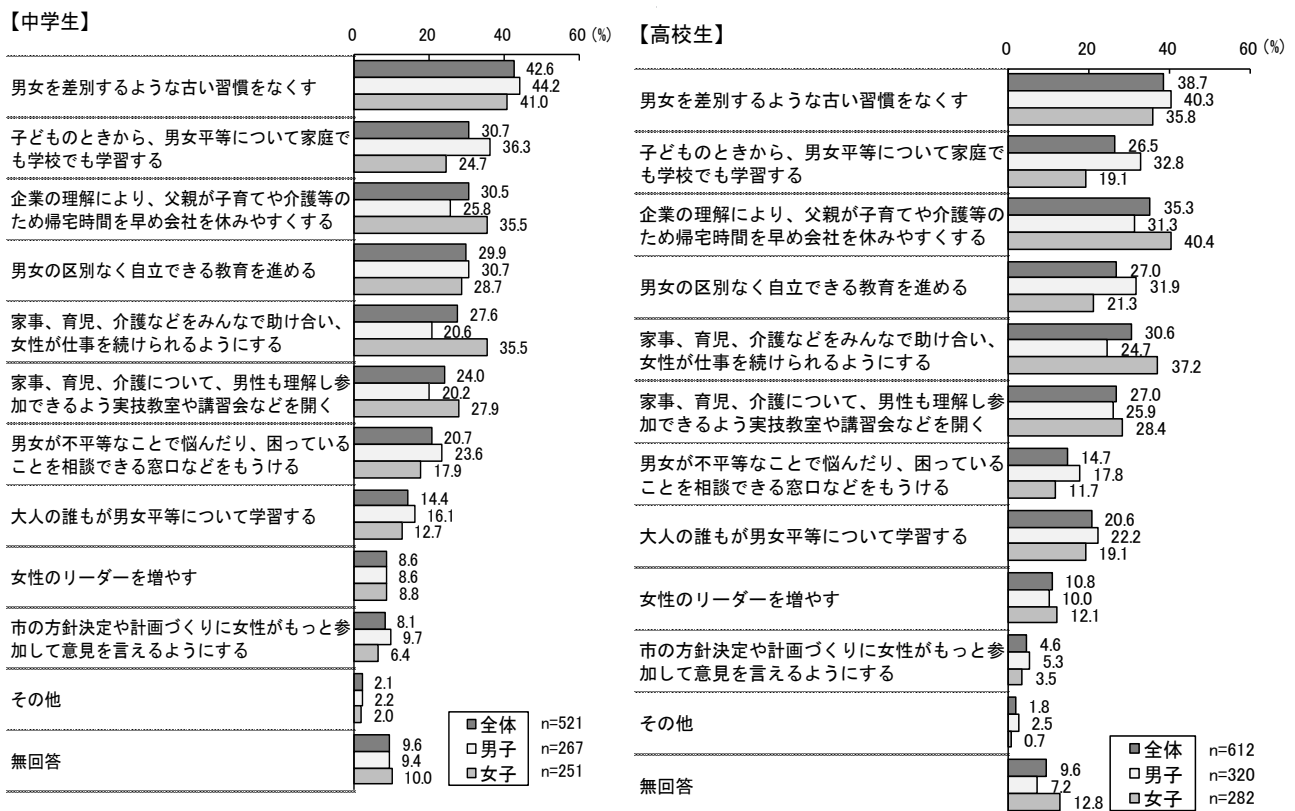
資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。市民意識調査によると、男女の人権が尊重されていないと感じているものとして、「男女の固定的役割分担意識」が40.3%となっています。また、男性の33.3%に対し、女性は45.0%であり、男女の意識に差があります。

男女の固定的役割分担意識は、男女それぞれの個性や能力を發揮することを妨げることや男女間の格差や不公平につながることを啓発していく必要があります。

また、中学生・高校生は、男女共同参画社会の実現のため力を入れるべき事業として「男女を差別するような古い習慣をなくす」の割合が高くなっています（図表20）。

【図表20】中学生・高校生 男女共同参画社会の実現のために市が力を入れていくべきだと感じるもの



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

今後の取組み

男女共同参画を推進するための意識づくりは、男女共同参画の意義について家庭、地域、職場などあらゆる分野において継続的に啓発していくことが必要です。そのため、広報紙や情報紙「はるか」などの啓発や拠点施設である青少年女性センターを有効に活用し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

No	施策	内容
1	男女共同参画推進のための意識づくりと慣習・慣行の見直しの促進	広報・情報紙などを通じ、市民一人ひとりが男女共同参画の意義について理解を深めるとともに、家庭、学校、地域、職場などにおいて、固定観念にとらわれた偏見や慣習・慣行の見直しを啓発します。
2	男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県・及び他市などが発行する男女共同参画関連の資料や女性問題に関する資料を収集し、市民に提供します。また、男女共同参画に係る実態把握として、意識調査を実施し、情報提供を行います。
3	男女共同参画拠点施設の充実	市の男女共同参画拠点施設である青少年女性センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供や講座、イベントの開催、相談などを行います。

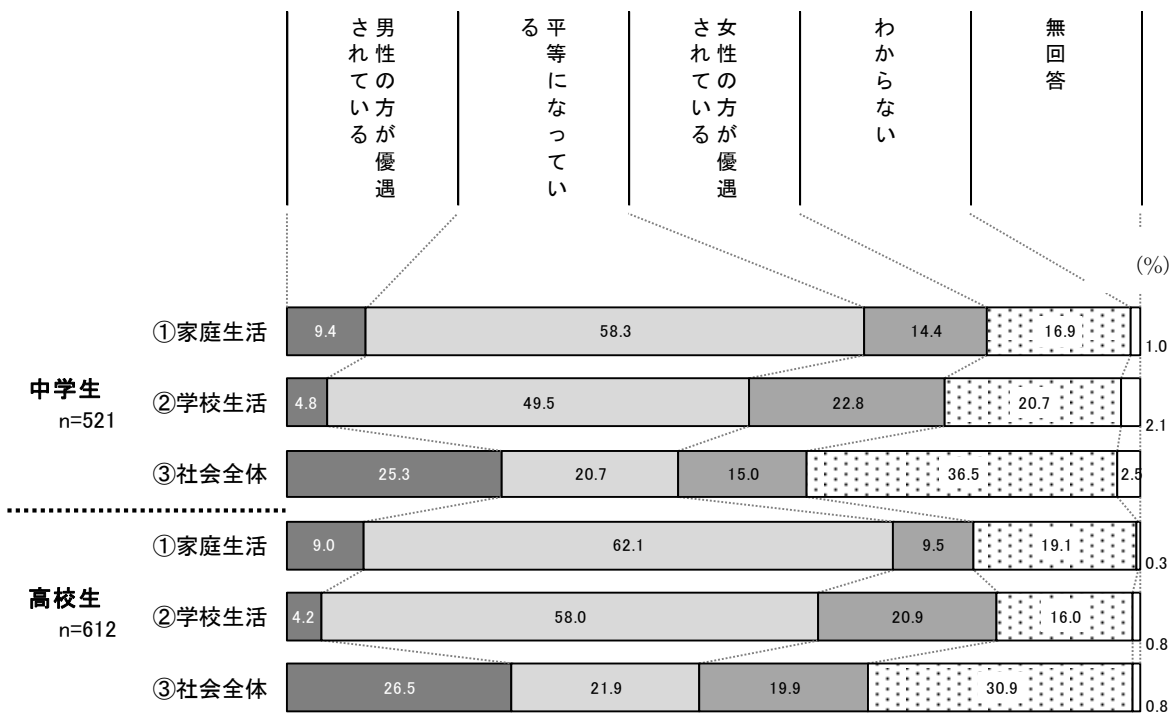
課題2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

市民意識調査によると、中学生・高校生の男女平等意識は学校教育の場を除き、一般市民より高くなっています（図表 15、図表 21）。また、家族やまわりの人から「女らしくしなさい」、「男らしくしなさい」と言われたことのある中学生・高校生は、女子では約 6 割以上で男子は 3 割以上となっています（図表 22）。

また、中学生・高校生は、男女の平等感が高いものの「荷物運びは男子がするもの」、「細かな気配りをする仕事は女子が向いている」という男女の役割分担意識が高く、高校生では 80.1% が「男性・女性しか向いていない職業がある」と回答しています（図表 23）。

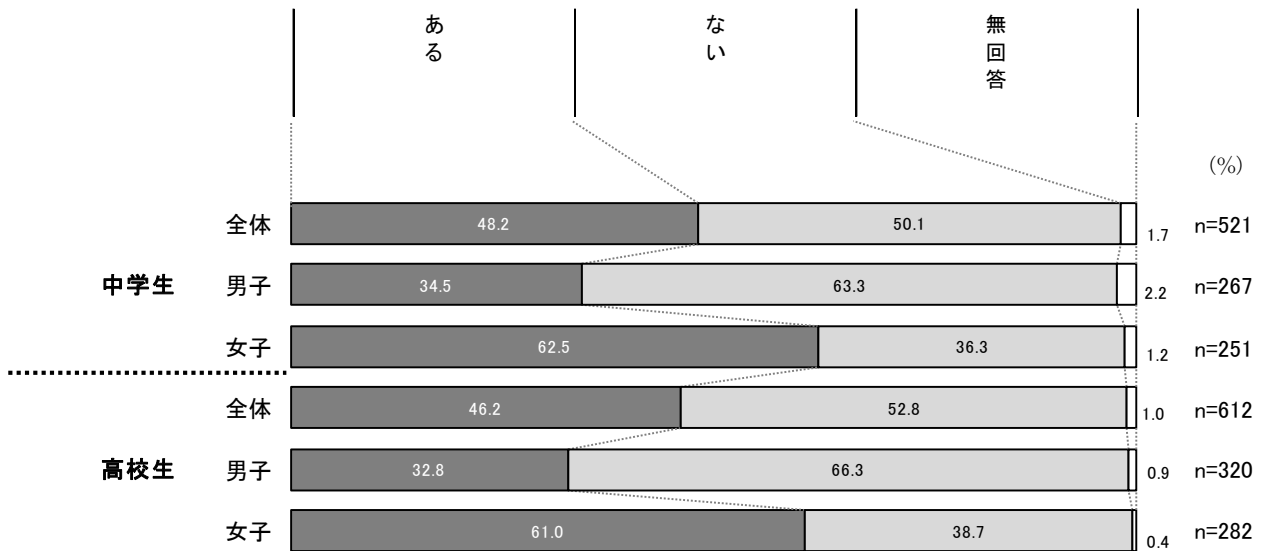
このため、子どもの頃から男女共同参画を当たり前のこととして理解し、自分の個性と能力を發揮できるよう将来を見据えた教育を推進することが必要です。また、学校教育だけでなく、社会教育においても男女平等・男女共同参画の考え方を広げていくことが必要です。

【図表 21】中高生の家庭・学校・社会全体の男女平等意識



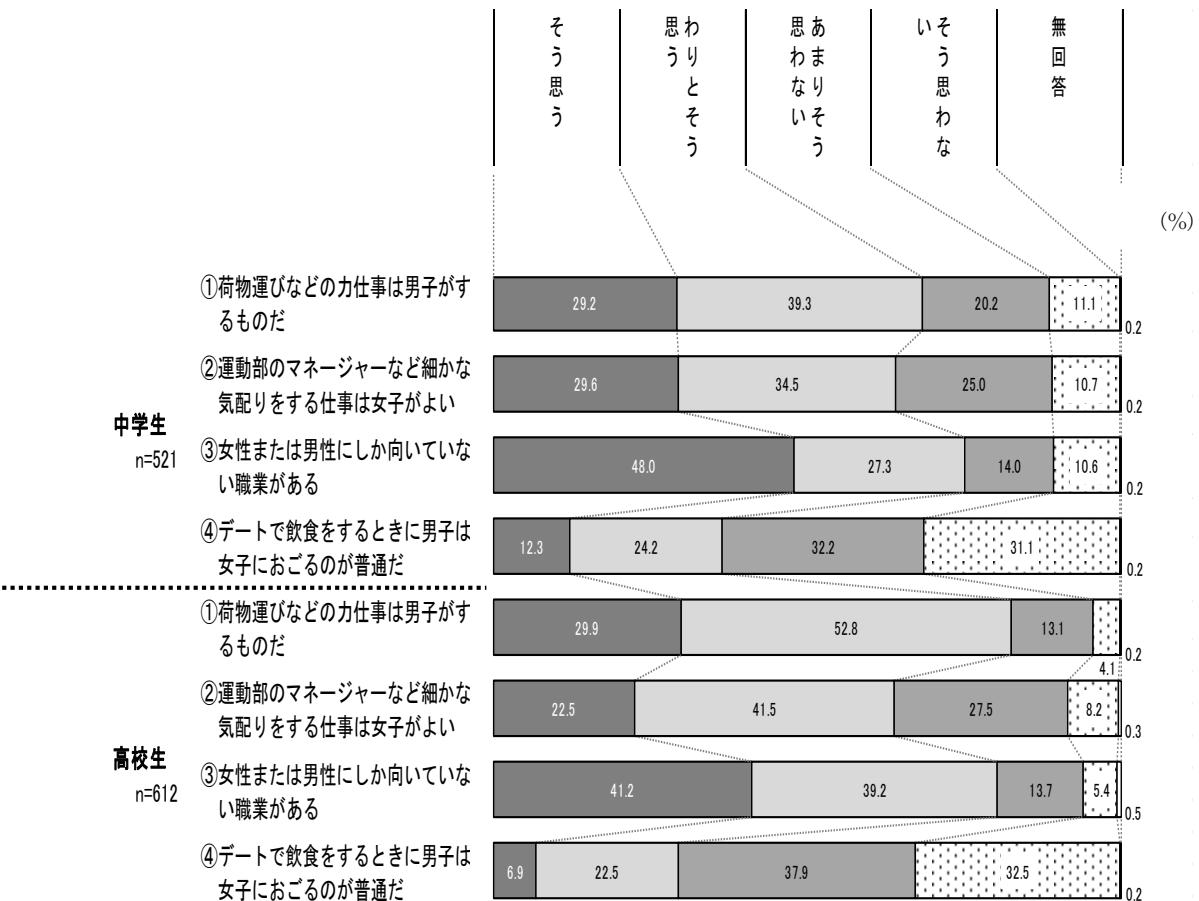
資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

【図表 22】 中高生男女が「女らしく」「男らしく」しなさいと言われた経験



資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016 年)

【図表 23】 中高生の日常生活における男女の役割分担意識



資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016 年)

今後の取組み

男女共同参画を推進するためには、教育や学習を通して、男女共同参画に関する理解を深め、育んでいく必要があります。特に子どもの頃の教育は、男女平等を礎とした自己形成を促すうえでも重要です。

本市においては、発達段階に応じた男女平等に関する教育を充実していくとともに、教育・保育に携わる関係者や行政運営を担う職員などに男女共同参画の正しい理解が浸透するよう取り組んでいきます。

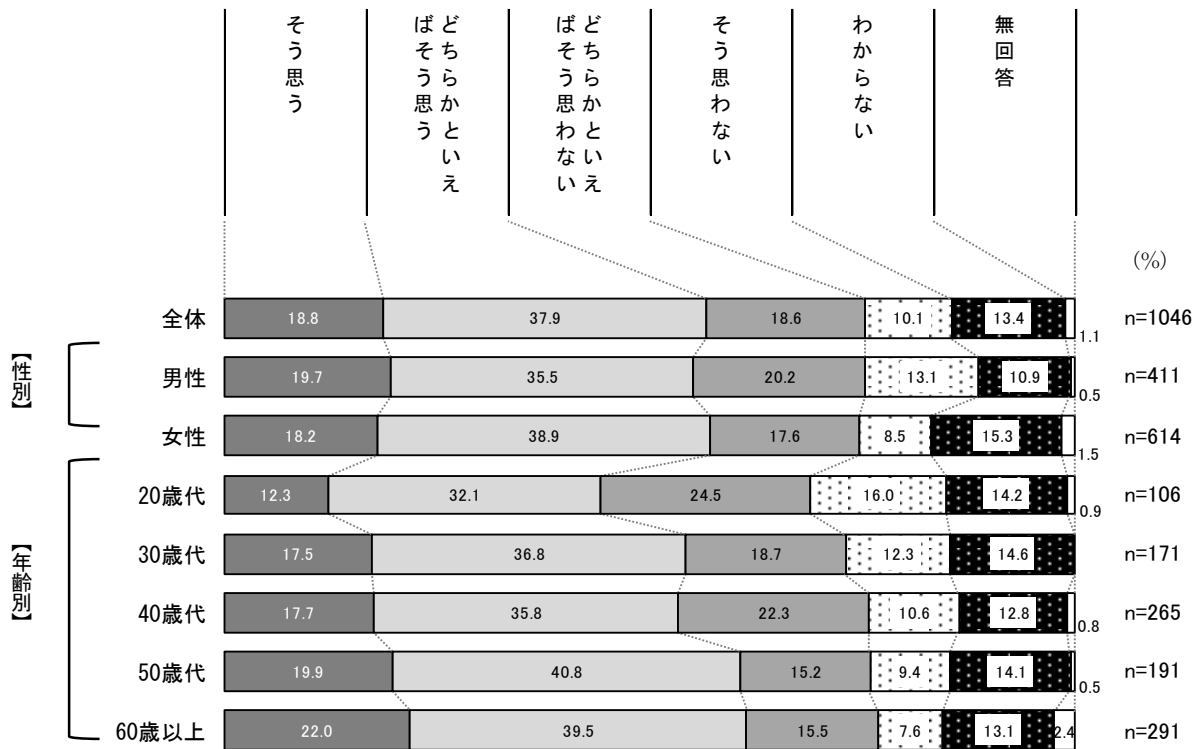
No	施策	内容
4	子どもの頃からの男女共同参画の理解と促進	子どもの頃から発達段階に応じ人権を尊重し、家庭・地域など様々な場において男女平等について認識を深めることが重要であることから、わかりやすい意識啓発を推進します。また、子どもの頃から自分で考え行動し、進路についても主体的に選択できるよう男女平等教育を推進していきます。
5	男女共同参画の視点に立った学習機会の提供	あらゆる世代の方が生涯を通じて男女共同参画の視点を持ち、社会のあらゆる分野へ参画していくために必要な能力を高めることができるよう講座の開催など学習機会を提供します。また、女性だけでなく、男性の積極的な参加を促すため、魅力的なテーマの設定や開催時間帯の配慮に努めます。
6	職員などに対する男女共同参画意識の浸透	男女共同参画に関する教育や学習を推進する上で指導者の育成が重要です。子どもの教育に関わる者に対し、偏見や固定観念を助長することのないよう男女共同参画の視点を持った指導者の育成を推進します。また、職員に対しても、男女共同参画意識の向上を図り、指導的役割を果たすことができるよう、認識を更に深化させる研修等を実施します。

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

テレビや新聞、雑誌、インターネットなどのメディアにおける性・暴力や役割分担の表現について、問題があると思う市民は56.7%、そうではないと思う市民は28.7%でした（図表24）。

年齢が高いほど問題視する割合は高く、50歳代、60歳以上で6割以上となっています。特に問題があると考えられているのは、「社会全体の性に関する道徳観、倫理観が損なわれている」、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている」でした。メディアの表現方法や利用状況は多様です。膨大な情報が氾濫する中で、メディアからの情報を人権尊重や男女共同参画の視点に立ち、メディアリテラシー（メディアを読み解いたり表現したりする能力）を形成し、利用することが必要です。

【図表24】メディアにおける性・暴力表現や固定的な役割分担表現に問題がある



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査(2016年)」

今後の取組み

SNSなどの普及とともに、様々な情報が氾濫している現代社会において、メディアを通じた情報は、多くの人々に影響を与えることから、性別役割分担意識にとらわれた表現や過激な暴力を扱った表現をなくし、人権に配慮した情報発信や男女共同参画の視点でのメディアリテラシーが必要です。

No	施策	内容
7	メディアリテラシーの向上	社会に氾濫している情報を主体的に収集・判断し、情報を適切に発信する能力を育成するための学習機会を提供します。
8	広報・刊行物などにおける性差別表現の排除	広報などの刊行物の発行やホームページの作成にあたっては、男女の人権の尊重、男女共同参画の視点に立った表現とし、事業者へは、性別に基づく固定観念を助長したり、性的側面のみを強調する表現を避けるよう、理解と協力を求めています。

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠であり、その実現においては、あらゆる分野において、男女がともに責任を担い、対等な立場で政策・方針決定の場に参画することが重要です。また、多様な人材活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れの観点からも女性の参画を進めていくことが必要です。働く場において、女性の就業率は上がっているものの、結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、希望する働き方での再就職が困難な場合があります。そのため、女性の非正規雇用の割合は高く、経済的に不利な状況に置かれるなど女性を取り巻く雇用環境は厳しいものになっています。女性の能力が十分に発揮され、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、企業、地域などへの女性の参画を推進します。

これまでの主な取組み

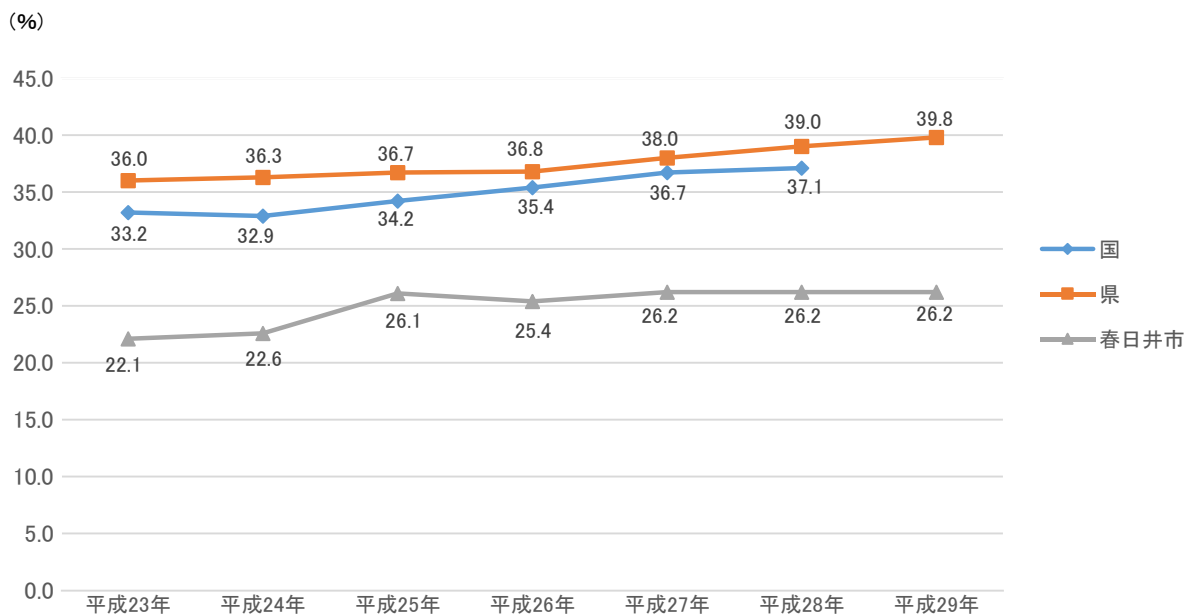
- 市の審議会等委員への女性登用比率 30%の目標達成のため、「春日井市女性委員登用促進要綱」に基づき、事前協議を実施
- 2016年4月1日に「女性活躍推進法に基づく春日井市特定事業主行動計画」を策定し、2021年3月31日までに市職員における一般行政職の管理職に占める女性の割合を10%とする目標を設定
- 子育てや介護などにより離職した女性の再チャレンジのための各種講座や働く女性のキャリアアップのための講座を開催
- 男女を問わず就職支援を行うため年2回の就職フェアを開催
- 災害時に住民自らが行う防災活動実践のために、自主防災会・自治消防団のリーダーを対象に研修会を開催
- 在住外国人が安心して生活ができるよう外国人相談の実施や外国語版チラシ等の作成、日本語講座の開催、市ホームページでの外国語自動翻訳機能を提供

課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

近年、さまざまな分野において女性の参画が拡大しつつありますが、政策決定や方針決定など、団体や組織などの意思決定過程の場においては男性の占める割合が高いのが現状です。多様性に富んだ活力豊かな社会を築いていくためには、政策・方針決定の場へ女性の参画をさらに拡大していくことが必要です。本市での各種審議会等委員への女性登用率は26.2%で、2010年度と比較して4.1ポイント高くなっています（図表25）。また、市職員の管理職に占める女性の割合は9.2%で、2年前と比較すると2倍に増加しています（図表26）。女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により具体的な数値目標を掲げましたが、男女の比率には依然として大きな差があります。市内事業所における管理職の割合についても同様に女性の割合が低い状況です（図表27）。

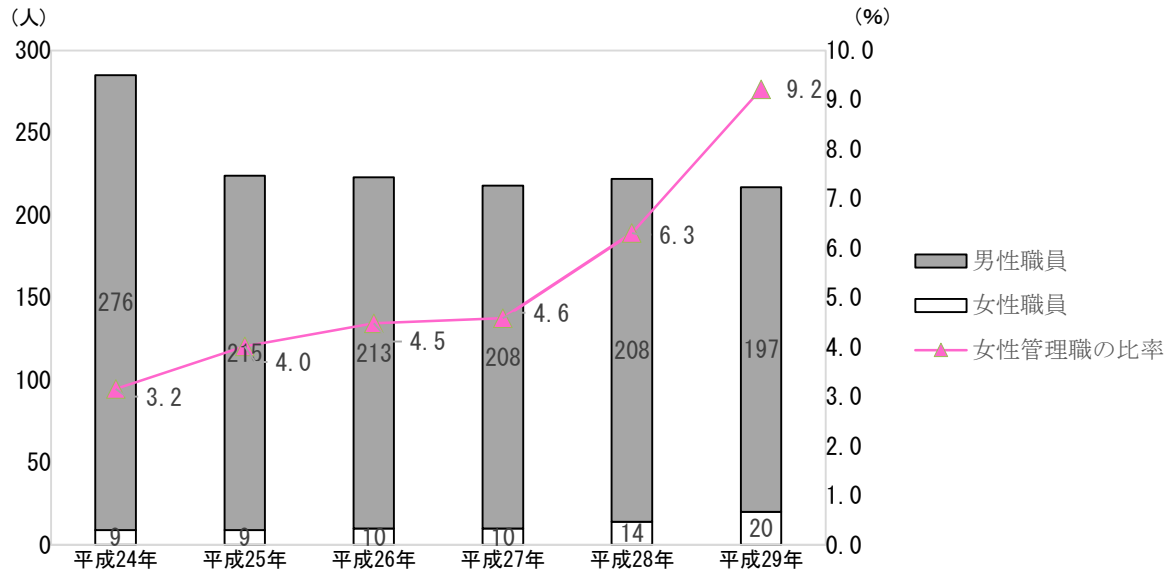
今後も、あらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、事業者や地域などへ啓発し、継続的に働きかけを行うことが必要です。

【図表 25】 審議会等委員への女性登用率の推移(法令・条例に基づくもの)



資料：国・内閣府 男女共同参画白書
県・県民生活部 愛知の男女共同参画
市・男女共同参画課

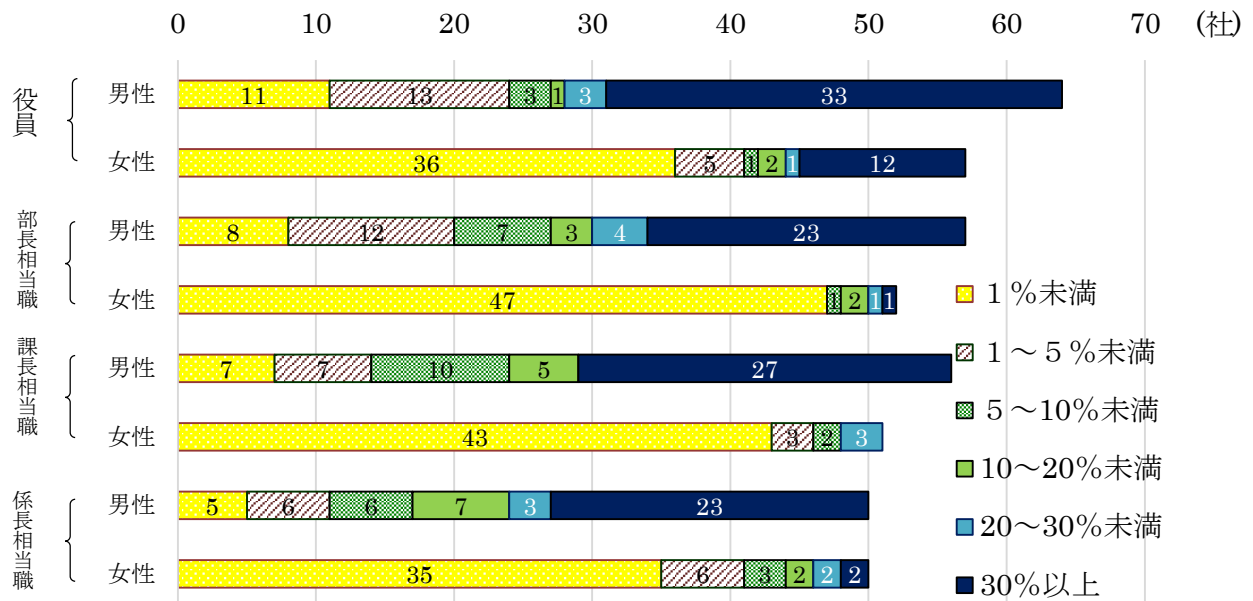
【図表 26】市の管理職※への女性登用状況の推移【一般行政職】



資料：男女共同参画課（各年とも4月1日データ）

※市の管理職 課長補佐級以上の役職の職員

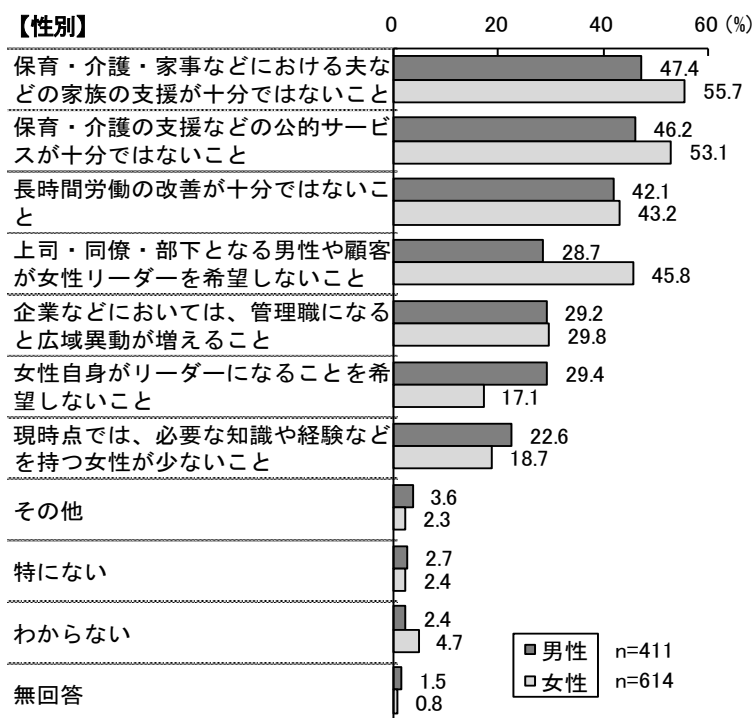
【図表 27】市内事業所における管理職の割合



資料：春日井市「男女共同参画についての事業者アンケート」（2016年）

市民意識調査によると、女性のリーダーを増やすときに、障害となるものとして、「夫などの家族の支援が十分ではないこと」、「公的サービスが十分ではないこと」が高い割合となっています（図表 28）。今後、「政策・方針決定過程への女性の参画の推進」に向け、女性の能力発揮の支援とともにポジティブ・アクションも視野に入れて、女性が参画しやすい環境づくりを進める取組みが必要です。

【図表 28】政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに、障害となるもの



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2016年）

今後の取組み

男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野において、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大していくことが必要です。引き続き審議会などでの女性委員比率 30%の目標に向け、女性委員の積極的登用を推進するとともに、事業者などにおける女性の参画が促進されるよう啓発を進めます。また、地域活動団体においても女性が代表者として参画できるようリーダーの育成を支援していきます。

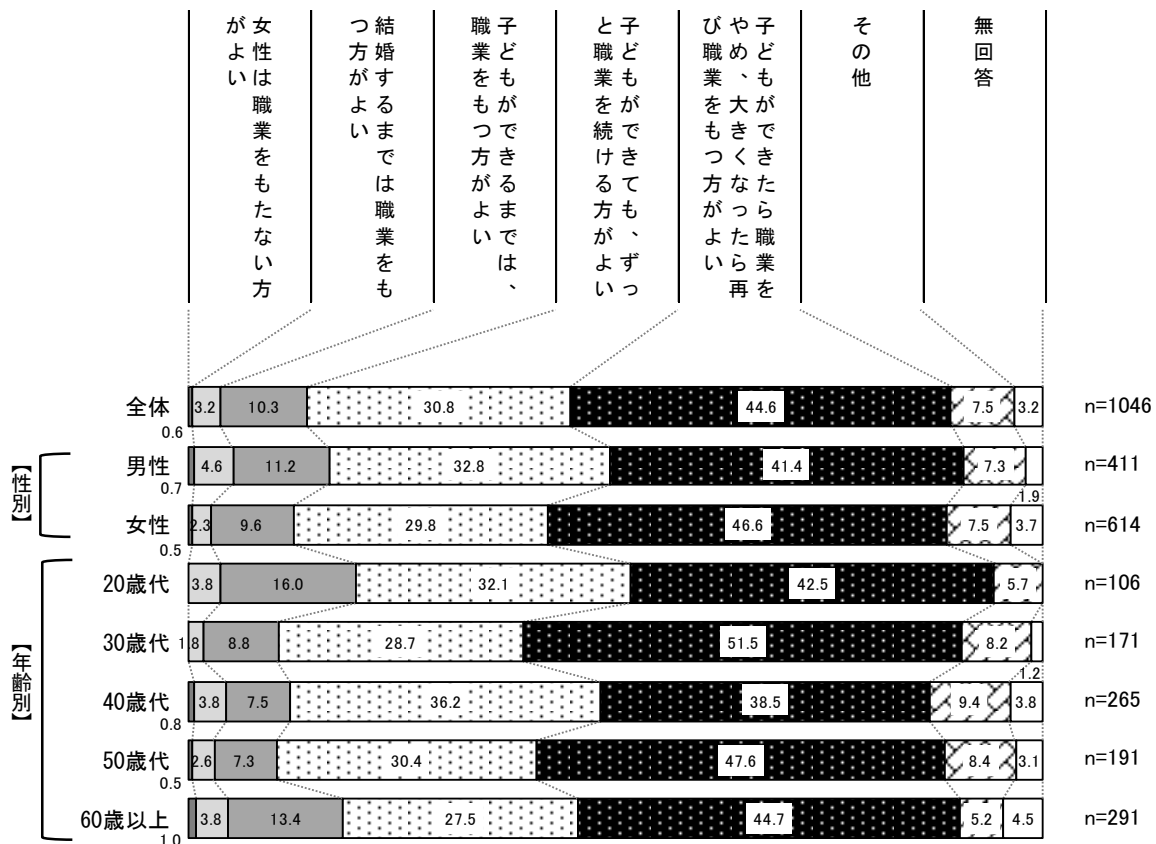
No	施策	内容
9	審議会などへの女性委員の積極的登用	市の審議会などでの女性委員比率 30%を目標に登用を進めるため、「女性の登用促進要綱」による事前協議を徹底し、女性委員ゼロ審議会の解消に努めていきます。また、女性登用の実効性を高めるために同一人への過度な重複任命の是正を進めます。さらに、女性が培ってきた力をさまざまな分野で発揮できるよう、女性の人材情報を収集・整理し、適切な人材情報を提供します。
10	事業者などにおける女性の参画促進・啓発	事業者などにおいて、女性の能力が正しく評価され、政策・方針決定過程への女性登用が進められるよう、集会の場や講座を活用した働きかけを行います。また、男性女性の職域を拡大し、能力発揮に向けた取組みを推進します。
11	市における女性の参画推進	市においても、職員の職域の拡大及び能力発揮に向けた取組みを進めることにより、管理職への女性職員の登用を推進します。
12	地域活動における意思決定過程への女性の参画促進とリーダーの育成	地域活動団体において、女性が構成員にとどまらず、代表者として意思決定の場へ参画できるよう啓発を進めるとともに、リーダーの育成を支援します。

課題2 就業における男女共同参画の促進

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、将来にわたり持続可能で豊かな社会を維持していくためには、女性が能力を発揮し、活躍できる就業環境を整備することが必要です。

本市の女性の労働力人口比率を見ると、結婚・出産・子育て期にあたる20歳から30歳にかけて一旦下がり、子育てが一段落した40歳代から再び上昇するいわゆるM字カーブを描いています(図表13)。そのくぼみは年々浅くなっており、就業継続する女性が増加していることがわかります。市民意識調査においても「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が2010年が26.9%であったのに対し、2016年は30.8%となり(図表29)、女性の就業の意識が高まっていることがうかがえます。こうしたことから、「就業における男女共同参画の促進」を図り、育児・子育ての期間においても、男女が協力し合い、女性が継続して職業に携わることができる基盤づくりとともに多様な働き方に対する条件整備などが必要です。

【図表29】女性が職業をもつことについての考え方



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

今後の取組み

就業における男女共同参画を実現するためには、男女ともに均等な雇用機会と待遇の確保が必要です。このことから、事業者に対し女性活躍推進法や男女雇用機会均等法等関係法令の周知を図るとともに固定的性別役割分担意識の解消やセクシャル・ハラスメントの防止対策を推進していきます。

商工業・農業などの自営業においては、女性は従業者として重要な役割を果たしているにもかかわらず、経営をめぐる重要な場に参画していない、また、就業時間や休日の取り決めがないという実態がみられるため、家族経営協定を締結するなど労働条件を明確化し、就労環境の改善を促す取組みを進めていきます。

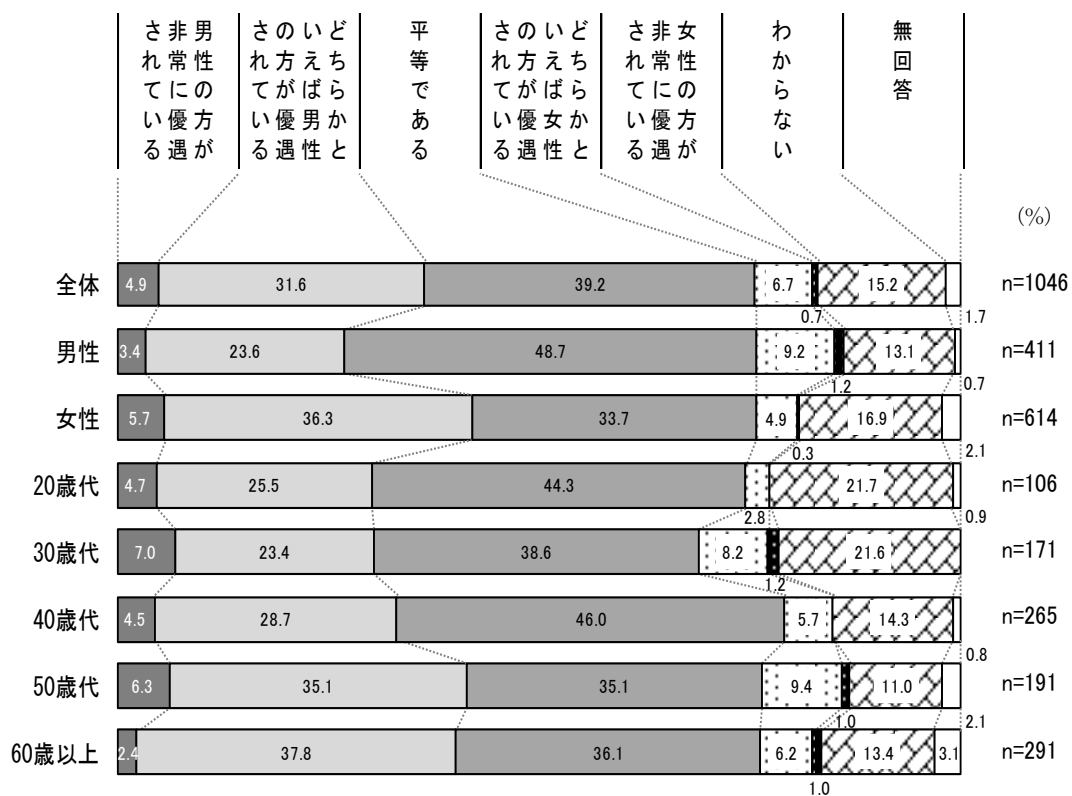
また、再就職や起業をめざす女性に対する支援として、実用的な講座の開催や経営に関する情報提供などを行います。

No	施策	内容
13	女性が働き続けやすい職場環境の整備	<p>男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いの禁止など、男女の雇用機会の均等を推進するとともに、職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止対策を講じるよう事業者へ周知します。</p> <p>母性が尊重され、働きながら安心して出産ができる職場環境の整備に向けて、事業者、労働者双方に啓発していきます。</p> <p>また、就業上の悩みなど、さまざまな問題に対処する相談体制の充実を図ります。</p>
14	商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進	<p>女性が家族従事者として果たしている役割が正当に評価され、経営上のパートナーシップが確立されるよう啓発します。また、働く女性のネットワークづくりへの支援を行います。</p>
15	女性のチャレンジ支援	<p>子育てや介護などで一旦仕事を中断した女性の再チャレンジを支援するため、情報提供や相談の充実に取り組むとともに、事業者の理解を広めていきます。また、起業を希望する女性に対し情報提供を行います。</p>

課題3 地域における男女共同参画の促進

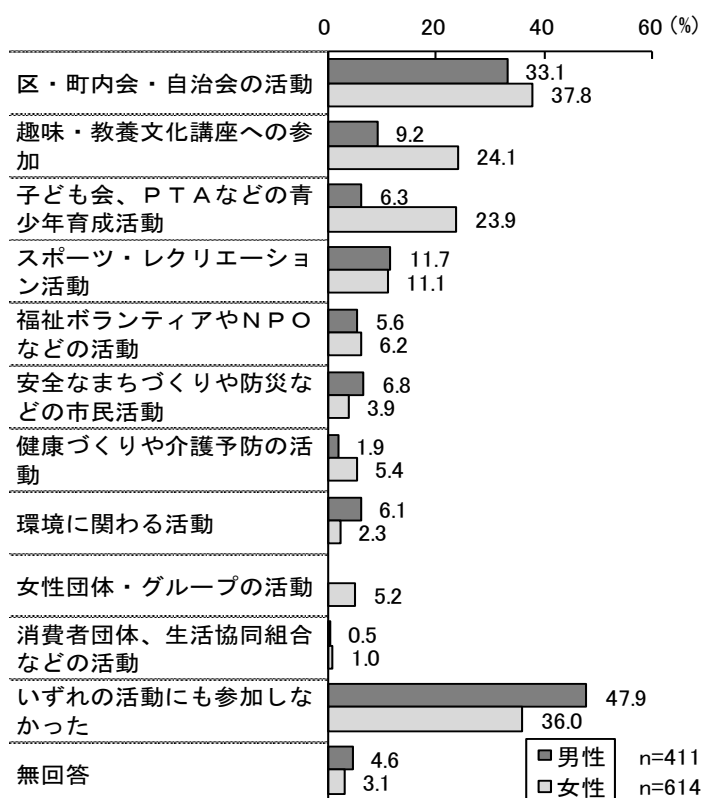
活力と魅力のある地域社会を構築するためには、区・町内会・自治会活動や子ども会、PTA 活動などに男女が対等な構成員として参画し、協働して活動することが必要です。市民意識調査の結果によると、地域活動の場における男女の平等意識は、「平等である」が39.2%で平成22年の市民意識調査と比較し3.8ポイント高くなっています(図表30)。しかし、地域活動への参加状況をみると女性に比べ男性が低い傾向にあります(図表31)。男性がいずれの活動にも参加しなかった理由としては「仕事が忙しい」が最も高くなっていますが、「どんな地域活動があるかわからない」、「参加方法がわからない」という理由も多くなっています(図表32)。そのため、男女共同参画について啓発するとともに地域活動に参加するきっかけづくりや担い手づくりを進めることが必要です。

【図表30】 地域活動の場における男女の平等意識



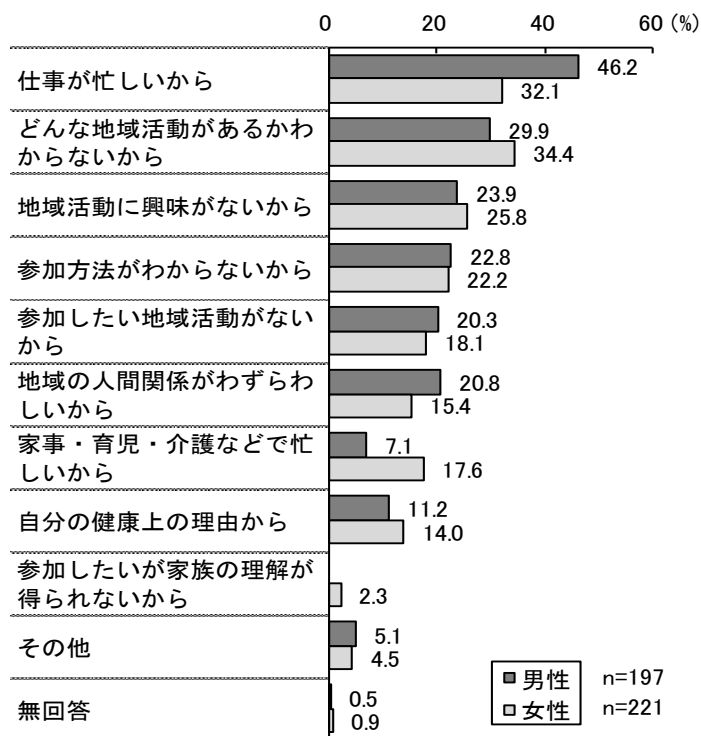
資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

【図表 31】 地域活動への参加状況



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2016年）

【図表 32】 いずれの活動にも参加しなかった理由



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2016年）

今後の取組み

区・町内会・自治会などの地域活動は地域住民が安心して充実した生活を送るための重要な役割を担っていますが、少子高齢化の進展などにより、地域住民が本来もつ地域力の低下が懸念されています。そこで、男女共同参画の視点を踏まえ、男女がともに参画する防災・防犯活動、環境活動などを通じて、地域における安全・安心なまちづくりを推進します。

No	施策	内容
16	男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及	男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深めるよう啓発していきます。また、地域活動の情報提供や交流の場の提供などネットワークづくりへの支援を行います。
17	安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進	犯罪や事故がなく、環境にも配慮した安全なまちづくりをめざすため、男女共同参画の視点を取り入れ、活動の活性化を図ります。
18	防災活動への男女共同参画の促進	災害時には男女の違いに配慮した対応が必要であり、日頃から地域での防災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、適切に避難所運営や被災者支援等が行われるよう啓発を進めます。 また、高齢者、障がい者、妊産婦や外国人など災害時に支援が必要な人々への対応を進めます。

課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

誰に対しても、性別だけを理由に異なる取り扱いをしてはならないのはもちろん、社会的な困難を抱える人々に対しても、差別的な取扱いや不合理な扱いをしてはなりません。

ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人家庭などにおいては、近年の社会経済情勢や雇用環境の変化にともない、貧困や地域からの孤立などによって、多くの困難に陥る傾向があります。また、非正規労働者の増加や単身世帯の増加についても、同様の状況が指摘されています。生活困難の実態を見ると男女間で異なっており、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。誰もが家庭や地域で自立し、安心して暮らしていける社会づくりが求められます。このことから、さまざまな困難を抱える男女に対し、自立した生活への支援を個人の生き方に沿った形で実施していくことが必要です。

今後の取組み

誰もが安心して生活できる社会を実現するために、高齢者や障がい者などさまざまな困難を抱える男女への支援を行います。また、市の福祉サービスの提供体制の充実を図り、それらを有効活用できるよう取組みを進めます。

No	施策	内容
19	高齢者・障がい者への支援	ノーマライゼーション※ ³ の理念のもと、高齢者や障がい者であるかに関わらず、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画を推進するためのホームヘルプサービスや生活用具給付などの支援を行います。
20	ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯の自立のために、母子自立相談員の派遣や経済的な支援を行います。
21	在住外国人への支援	在住外国人が円滑に市民生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点を反映した多文化共生への支援を行います。

※³ ノーマライゼーション

高齢者や障がい者が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じた自己実現を可能にするとともに、家庭生活においても家事・育児・介護などの責任を分かち合っ安心して暮らしていくうえで重要なものです。男女とも、長時間労働が当たり前としない働き方を構築し、ワーク・ライフ・バランスを実践していくことが、男女共同参画社会の実現につながります。また、企業にとっても長時間労働の削減や育児休業・介護休業などの取得促進を積極的に行うことにより、優秀な人材の確保や生産性の向上にもつながります。

ワーク・ライフ・バランスの重要性について企業も含め啓発し、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動など自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していきます。

これまでの主な取組み

- ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットを作成し、市内企業等に周知・啓発を実施
- ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを市内事業所を対象に開催
- 男性の家事・育児・介護などのスキルアップのための講座を公民館等で開催
- 子育て・保育サービスの充実を図るため、「こんにちは赤ちゃん訪問」や育児相談等の事業を実施
- 介護者負担軽減のための配食サービスやショートステイ事業を実施

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

市民意識調査によると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の理想と現実には大きな差があることがわかります（図表 33）。

男女ともに「仕事・家庭生」をともに優先」が最も高くなっていますが、現実では男性は、「仕事優先」が最も高く、女性は「家庭生活優先」が最も高くなっています。

ワーク・ライフ・バランスを実現させるためには、この理想と現実の差を小さくしていくことが求められています。

【図表 33】「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の理想と現実 (％)

			独立優先				両立				計
			「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	優先 「地域・個人の生活」を	計	「仕事」「家庭生活」をともに優先	「仕事」「地域・個人の生活」をともに優先	先 「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先	
春日井市	全体	理想	4.8	22.2	3.8	30.8	36.1	4.9	8.0	18.4	67.4
		現実	36.1	23.0	2.0	61.1	24.9	4.9	1.7	5.7	37.2
	男性	理想	8.0	20.6	3.4	32.0	37.5	3.4	8.9	15.4	65.2
		現実	47.7	13.2	2.5	63.4	24.6	4.0	1.2	4.6	34.4
	女性	理想	1.9	23.6	4.1	29.6	34.8	6.3	7.1	21.1	69.3
		現実	25.8	31.8	1.6	59.2	25.2	5.8	2.2	6.6	39.8

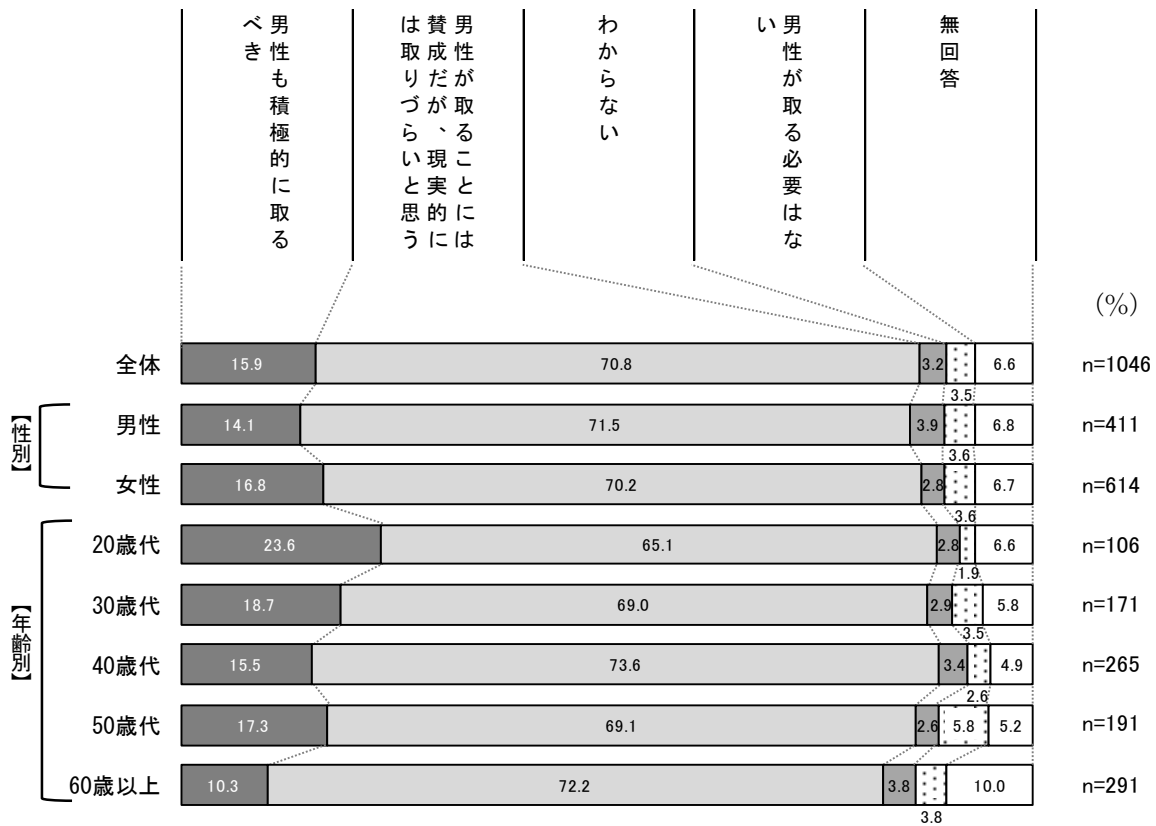
資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2016年）

男性の育児休暇取得については、7割の人が「現実には取りづらい」と答えており、家庭生活における男女の役割分担の偏りが解消されにくい状況を示しています。（図表 34）

恒常的な長時間労働等男性中心型の労働慣行を始めとした、社会全体の働き方を男性を含め見直すことにより、家事・育児・介護等に男性が参画しやすい環境となり、ワーク・ライフ・バランスの実現につながると考えられます。

男女ともに、一人ひとりがバランスのとれたライフスタイルを築くため、就業環境の整備とともに、働き方の見直しをするための啓発が必要です。

【図表 34】男性が育児休業・介護休業を利用することについてどう思うか



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

女性活躍推進法により、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間事業主）に義務付けられました。（常時雇用する労働者が301人以上の民間事業主については策定が義務化）

2016年9月において、従業員数21名以上の春日井商工会議所会員479社中45社（9.4%）が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しています。また、市内従業員数301人以上の事業所では、22社中7社（31.8%）が策定していました。*

今後、一般事業主行動計画が策定・実施されるよう、事業主に対し女性活躍推進法等について啓発することが必要です。

※調査方法

厚生労働省ホームページ「女性の活躍推進企業データベース」より

今後の取組み

ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりが望む生き方ができるために必要不可欠です。また、事業者においても、ワーク・ライフ・バランスの実践に取り組むことは、従業員のモチベーションを高め、企業イメージの向上にもつながっていきます。今後は、男女が家庭や職場、地域生活においてバランスを図り、より生きがいを感じられる生活ができるよう、市民や事業者に対して啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する施策の充実に取組みます。

No.	施策	内容
22	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	時間外労働の抑制や、効率的な働き方の周知・啓発を図ります。また、女性はもとより男性も育児休業・介護休業が取得できるよう、情報紙などでワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。
23	事業者などに対する啓発と取組みへの支援	事業所に対し、女性活躍推進法に係る事業主行動計画の策定・公表の啓発を行います。また、ワーク・ライフ・バランスについての経営者・管理職の理解を深め、取組みを進める事業者への支援を行います。

課題2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

仕事だけでなく、家庭生活においても男女それぞれがともに責任を果たすことが必要です。しかし、家庭内の仕事の分担の理想と現実を比較すると、理想ではすべての仕事で「男女で協力」が最も高くなっていますが、現実ではすべての仕事で『主として女性』が最も高くなっています（図表35）。

女性の家事や子育て等における負担は重く、女性が職場において十分に活躍することが困難な場合があります。男女で家庭の責任を分かち合うことにより、女性が社会に参画しやすくなります。固定的性別役割分担による家事負担ではなく、各家庭に見合った家事分担ができるようにするためにも、男性に向けて家事・育児・介護等への参画を促すことが必要です。

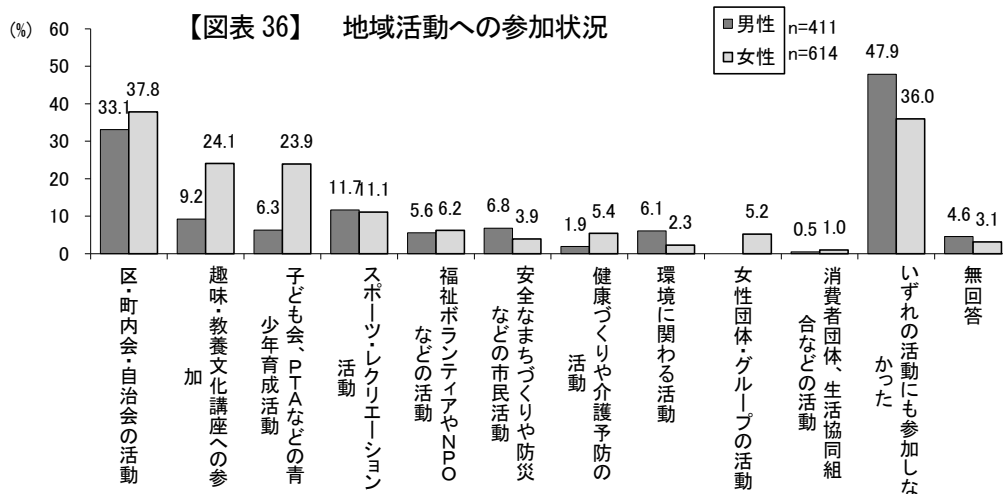
【図表35】 家庭内の仕事の分担の理想と現実の比較

(%)

	①食事のしたく			②食事の後片付け、食器洗い			③掃除		
	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』
理想	46.3	51.9	0.1	19.9	74.6	3.6	19.5	77.7	1.3
現実	90.2	7.8	1.8	72.7	22.5	4.7	70.0	26.2	3.7
	④洗濯			⑤育児・しつけ			⑥看護・介護		
	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』	『主として女性』	男女で協力	『主として男性』
理想	37.6	60.0	0.4	13.2	84.1	0.6	11.3	84.6	0.9
現実	80.0	16.0	4.0	51.7	36.7	0.1	38.4	28.3	1.1

資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

地域活動については、「いずれの活動にも参加しなかった」が男性では47.9%で最も高く、次いで「区・町内会・自治会の活動」が高くなっています（図表36）。「いずれの活動にも参加しなかった」男性は、2010年の市民意識調査では43.5%で、4.4ポイント高くなっています。地域生活は、仕事以外での新たなつながりや生きがいづくりに有効であり、誰にとっても住みやすい地域社会を形成するためにも非常に重要です。地域活動への理解を深め参加を促すよう働きかけが必要です。



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016年)

今後の取組み

地域における男女共同参画を推進していくためには、女性だけでなく男性の地域活動への参加が重要です。しかし、男性が地域活動への参加に結びつかない原因として、仕事偏重の意識やライフスタイルの多様化などがあり、市民だけでなく事業者も巻き込んだ意識の変革が必要です。そのため、行政や事業者、地域が連携を図りながら、男性に対する家事・育児・介護等の技術習得の講座や地域活動への積極的な参加を促すなどの施策を推進していきます。

No.	施策	内容
24	男性の主体的な家事・育児・介護の促進	男性の家事・育児等への参画は、女性の仕事と家事・育児等の両立にもつながります。身近で生活に密着した講座の開催などを通して、男性の家事能力の向上を図ります。
25	参加しやすい地域活動の促進	男性の地域行事への理解を深め、性別や年代を問わず、地域の誰もが気軽に参加できる地域活動を促進します。また、事業者に対しても地域活動へ参加しやすくなるよう、働きかけを行います。

課題3 子育て環境の整備・充実

市民意識調査によると、男女共同参画社会を実現するため今後市が力を入れていくべきこととして、「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」が最も高く、次いで「仕事と家庭の両立のための職場における支援を促進する」が高くなっています（図表21）。このことから、仕事と家庭生活の両立を支援する施策が求められていることが分かります。

あらゆる分野において女性が活躍するためには、仕事と子育てを両立できる環境整備を進めることが必要不可欠です。子育て世代にとっては、仕事と子育てのバランスが大きな課題となっており、家族形態が多様化する中で、さまざまな保育ニーズに対応したフォロー体制が求められています。

今後の取組み

本市では、「新かすがいっ子未来プラン」に基づいて、子育て・保育サービス、放課後児童クラブ、各種相談などを計画的に整備しています。女性活躍のための基盤整備として、子育て家庭のニーズを踏まえながらサービスの充実に取り組みます。

No.	施策	内容
26	子育て・保育サービスの充実	男女がともに仕事と子育てを両立できる環境を整備していきます。また、情報紙の発行や広報、ホームページを活用し、育児・子育てに関する情報の周知・提供を行います。
27	育児相談・保健指導の充実	子育てや育児休業からの復帰、生活とのバランスによる悩みなどを解消するよう、乳幼児の健康に関する相談や、子育て支援センターでの育児・子育てに関する相談体制を充実します。また、妊娠、出産、育児に不安をもつ妊産婦への保健指導の充実など、母子保健の向上を推進します。

課題4 介護を支える環境の整備・充実

家庭内の看護・介護の仕事の分担の理想と現実をみると、理想は「男女で協力」が高くなっていますが、現実には『主として女性』が高くなっています（図表36）。また、男性は、家事に不慣れ等の状況や、誰にも相談できず、仕事と家庭の両立などの問題を抱え、孤立した介護生活となる場合もあります。

家庭内において、女性だけでなく、男性が積極的に関わられるような環境づくりや情報提供、福祉サービスや支援の充実に加え、介護離職を減らせるよう介護サービスの提供を充実し、介護者の負担軽減のための支援が必要です。

今後の取組み

高齢化は、本市においても重要な課題となっています。介護を必要とする高齢者や障がい者などのニーズが増加するにつれて、各種サービスを拡充して対応してきましたが、在宅で主に介護を担っているのは「女性」であるという状況は現在においても変わっていません。男性が介護に積極的に参加し、男女がともに支えあう意識を啓発していくことや、介護者の負担を軽減し、仕事や地域活動を継続できるよう、サービス体制の充実に取組みます。また、孤立しやすい男性介護者の存在に留意した支援に取り組みます。

No.	施策	内容
28	介護サービス・介護予防サービスの推進	春日井市高齢者総合福祉計画に基づき介護サービス提供体制を整備し、制度への理解と利用促進を進めます。また、介護する上で生じる様々な問題について、きめ細やかな情報提供や相談体制の充実を推進します。
29	介護を担う人々への支援と介護サービス職員の資質向上	質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス職員の資質の向上を図ります。また、家族介護者の介護技術向上のための支援と、介護者の負担軽減のための支援を行います。

目標Ⅳ 性の理解・尊重と心身の健康のための環境づくり

生涯を通じて健康で豊かな人生を送ることは、男女共同参画社会を実現するための基本的な条件です。そのためには、男女が互いに身体的性差を十分理解し、人権を尊重し、健康についての正確な知識・情報を得て心身ともに健康を維持していくことが重要です。

特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があるなど男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康の権利）の視点に配慮しつつ、生涯を通じた健康の管理・保持に努めていくことが必要です。

また、LGBT※⁴などの性的少数者についても、自分らしく豊かな人生を送るためには、性の多様性への理解が進むよう啓発していくことが必要です。

これまでの主な取組み

- 学校での授業や「いのちの学習」を通じて、子どもたちが性に関する正しい知識を身につけ、適切な行動が取れるための教育を推進
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、不妊検査、治療への助成や意識啓発のための講座を実施
- ライフステージに応じた健康に関する知識の普及・意識の高揚を図るための講座の開催や、各種検診（健診）の実施
- 様々な心身の健康問題に対応するため、健康相談、メンタルヘルス相談、スクールカウンセラーの派遣等を実施し、相談窓口を設置

※⁴ LGBT

性的少数者のうち、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとった総称。

課題1 性についての理解を深め、尊重する環境づくり

生涯を通じた健康を保障するには、女性が自らの身体や性のあり方について正しい知識をもち、子どもを産むか産まないか、いつ何人の子どもをもつかという自分の意思を明確にし、主体的に選択することが必要です。

しかしながら、性に関する興味本位な情報や産業が氾濫する中、性体験の低年齢化が進み、若年層の望まない妊娠や性感染症など、女性の健康をおびやかす要因が増加しています。

このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について市民への浸透を図り、性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会を提供する必要があります。子どもの頃から性について理解を深め、互いを尊重し合う環境づくりが重要です。

近年、性別特有の問題だけでなく、その他の問題として、性的少数者（LGBT等）を様々なメディアが取り上げています。性的少数者の中には、差別や偏見などで社会生活を送るのが困難となっている人もいます。すべての人が自分らしく暮らすことができる社会を実現するためには、多くの市民が性的少数者について理解を深めることが必要です。

今後の取組み

男女共同参画の推進のためには、それぞれの性や身体的特性等を十分に理解することが必要です。女性の人権を考えるうえでは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点が重要であり、こうした考え方を広く市民に浸透させていきます。若者のHIV/エイズや性感染症の拡大など、性の早熟化に合わせ、思春期に向けた保健対策事業や、様々な差別や偏見等の困難を抱える性的少数者に関する理解促進のための啓発も進めていきます。

No.	施策	内容
30	性・命に関する教育の充実	思春期の児童・生徒が性・命に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう教育の充実を推進します。
31	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう、広報などによる周知や学習機会の提供を行います。
32	性の多様性への理解促進	LGBTに対する偏見をなくすため、広報紙やパネル、研修等により意識啓発を行い、理解を促します。

課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

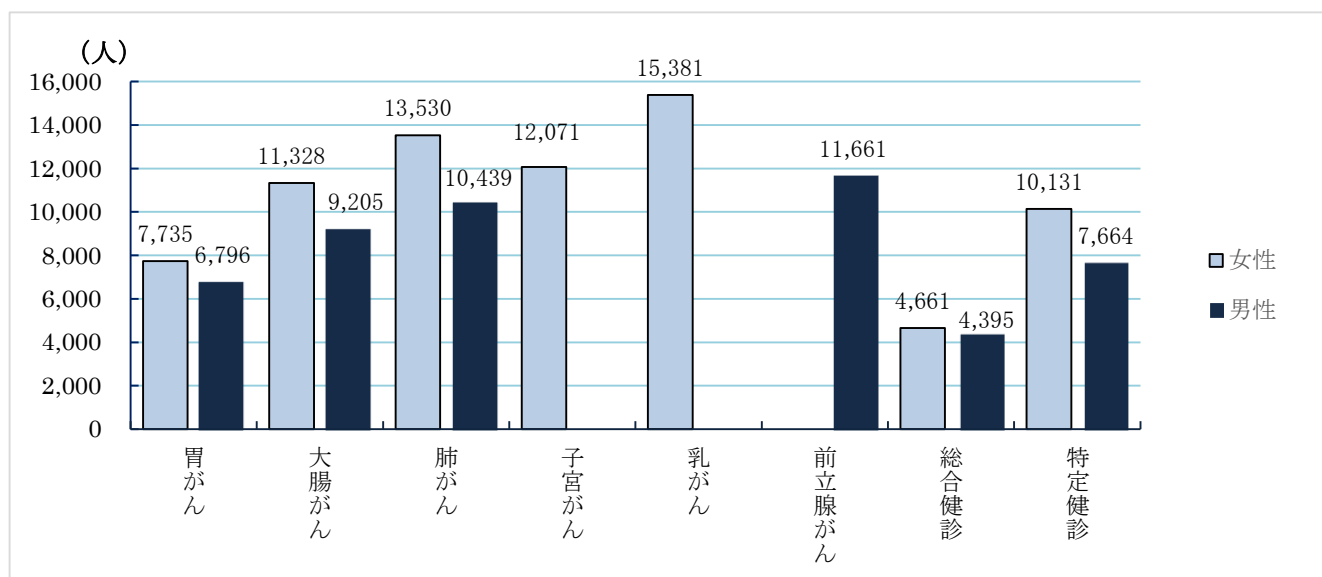
生涯を通じて健康な心身を維持することは、誰もが自分らしく生きるうえで大切なことです。

特に、女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠・出産期・産後、更年期、高齢期などの各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいくことが必要です。

一方、男性についても、ライフスタイルや年代によって長時間労働等による鬱などの心の健康問題や生活習慣病などの健康に関する課題があります。

2010年度と比較すると乳がんの受診者は約2千人増加しています。生涯を通じて心身の健康を保持するには、その他の検診（健診）についても受診を促すことが必要です。また、一人ひとりが生活習慣を点検し、各種検診を利用しながら、自律的に健康管理を行っていくことが必要です（図表37）。

【図表 37】 各種がん検診、健康診査受診者



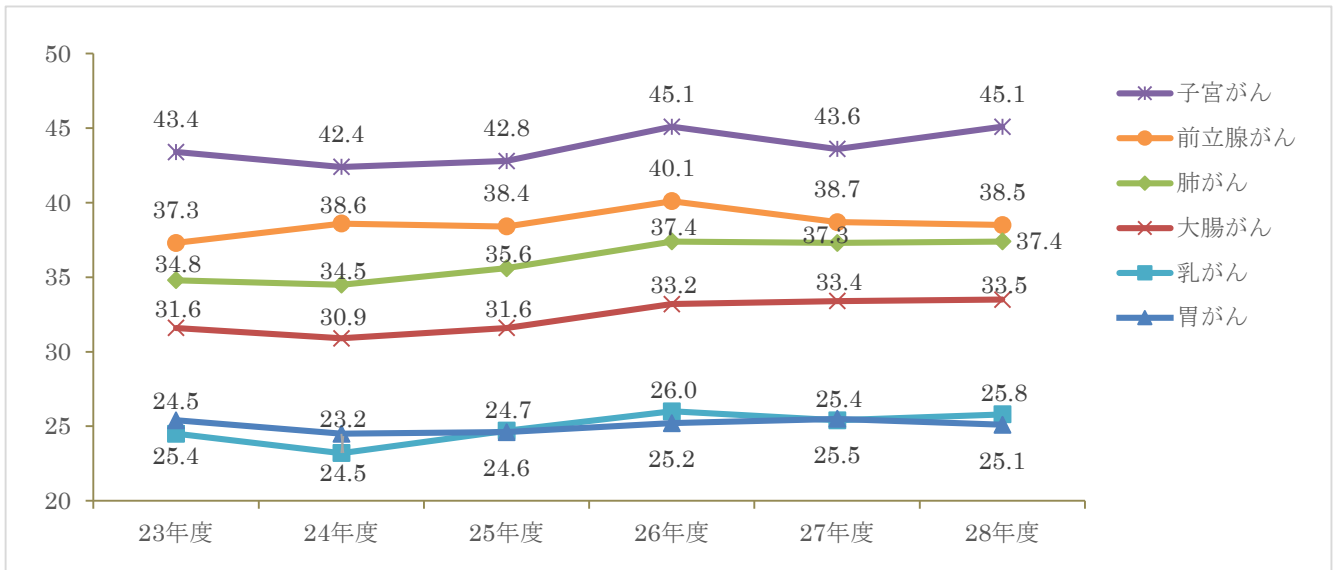
各種がん検診・総合健診：健康増進課（2016年度実績）

特定健診：保険医療年金課（2015年度実績）

検診（健診）の受診や保健相談、健康教育などを通じて、性差を考慮しながらライフステージや様々なライフスタイルに応じた心と身体の健康づくりへの支援が求められています（図表 38）。

【図表 38】各種がん検診受診率の推移

(%)



資料：健康増進課

今後の取組み

一人ひとりが自分らしく生きるためには、女性も男性も生涯を通じて健康な心身を維持をすることが必要です。性差を考慮し、思春期、妊娠・出産期・産後、更年期、高齢期等の各ステージに対応した検診の受診推奨、健康相談の充実を行う等、健康の保持増進に取り組んでいきます。

No.	施策	内容
33	心身の健康保持・増進のための環境整備	女性のがん罹患率が高い乳がんをはじめ、男女ともにがん検診の受診勧奨、生活習慣病の予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。また、妊娠・出産期・産後における健康支援や乳幼児にかかわる母子保健サービスの充実を推進します。
34	性差に考慮した相談体制の充実	性差を考慮するとともに、様々な年代やライフスタイルに応じた健康相談の充実を推進します。

目標Ⅴ 暴力を根絶する社会づくり

DVは、被害者の生命・身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪となる重大な人権侵害です。また、被害者のみでなくその子どもにも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼします。暴力による被害者は女性であることが多く、その背景には性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など男女が置かれている状況に根ざした社会的、構造的な問題があると考えられており、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき課題となっています。

女性に対する暴力は個人的な問題として捉えることが多く、潜在化しやすいことから、被害者に対する相談窓口の周知や、安心して相談できる環境の整備や関係機関との密接な連携が必要です。

また、SNSの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪といった被害に巻き込まれないよう、未然防止への取組みも必要です。特にデートDVやストーカーの被害者又は加害者にならないよう、若年層に対して予防教育・啓発を行うことにより、将来における暴力根絶につなげていきます。

これまでの主な取組み

- DV相談窓口を設置し、専門相談員による電話、面接相談を実施、また、24 時間いつでも利用できるオンラインDVほっと相談を実施
- 相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットの配布箇所を拡大
- 被害者支援に関わる人材養成のため、平成 27 年度よりDV被害者支援者養成講座を実施
- デートDV防止パンフレットを市内高校生全員に配布
- DVに関する正しい理解と認識を得られるよう、デートDVセミナーを実施
- 職員に対し、DVやDV被害者について理解を深めるための研修や窓口等における二次被害防止のため、被害者への適切な対応等の研修を実施
- 「DV対策関係機関連絡会議」を開催し協力・連携を強化

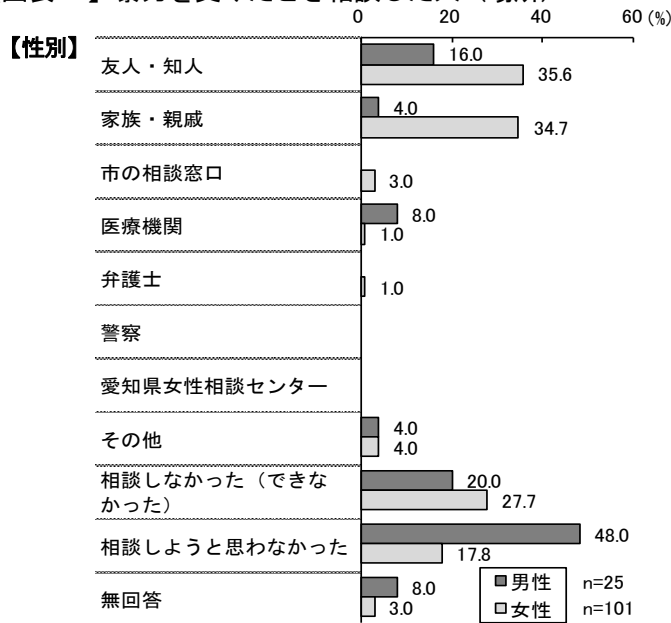
課題 1 配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進

意識調査によると、恋人や配偶者から身体的・精神的・性的・経済的暴力を受けたことがある女性は、16.4%であり、性別で見ると、男性に比べ女性が暴力を受けた経験が多くなっています。

暴力は重大な人権侵害であることへの理解を深め、意識啓発を推進していく必要があります。

また、暴力を受けたときの相談相手は、友人・知人や家族・親戚が主（図表 39）になっていることから、相談を受けた人もDVに関する正しい知識を身につけていることが重要であるとともに、地域でDV被害者を支援する体制づくりも求められています。

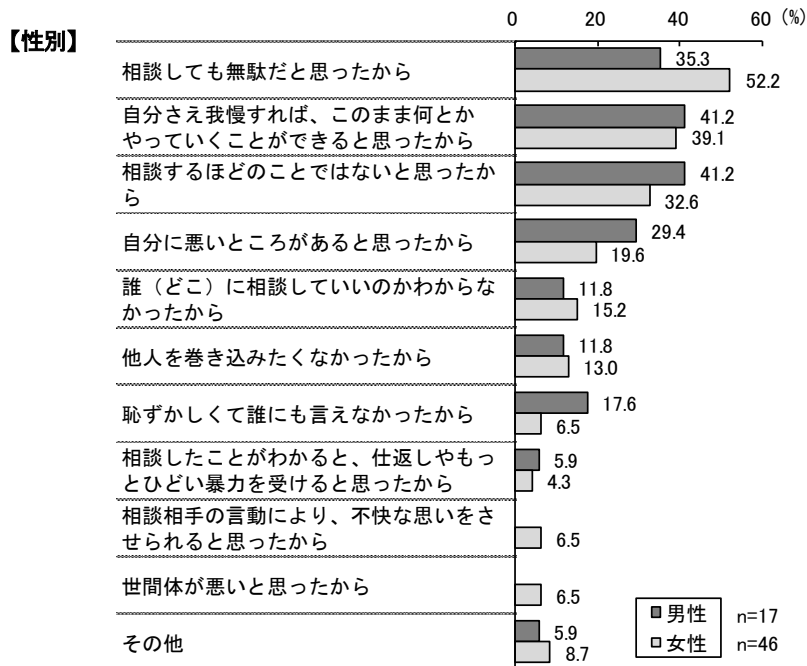
【図表 39】暴力を受けたとき相談した人（場所）



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2016 年）

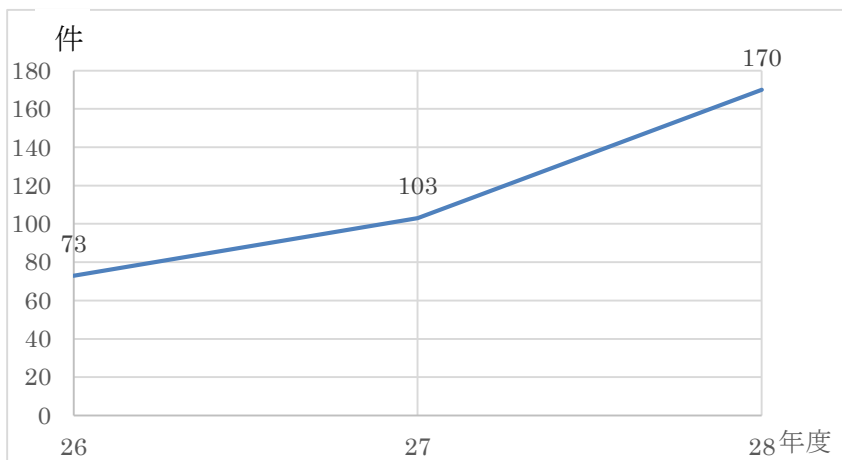
暴力を受けたときに「相談しなかった（できなかった）」、「相談しようと思わなかった」と回答した人の理由として「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った」、「相談するほどのことではないと思った」との回答の割合が多く見られました（図表 40）。この結果から、DVの被害者に「重大な人権侵害を受けたという認識がない」と考えられます。DVは人権侵害であり、許される行為ではないことを改めて啓発することが重要です。また、DVの相談件数は年々増えてきていますが、相談窓口を知っている市民は2割台にとどまっており（図表 20）、窓口の周知を更に進めていくことが必要です。

【図表 40】 暴力を受けたときに相談しなかった・相談しようと思わなかった理由



資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2016 年)

【図表 41】 春日井警察署管内でのDV認知件数



資料: 春日井警察署

夫婦や恋人間の行動について、一般市民と比較すると、中学生・高校生は「携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作する」ことを別にかまわないと感じている割合が高くなっています(図表 42)。

また、すべての項目において、女子より男子の方が「別にかまわない」の割合が高くなっています(図表 43)。以上のことから、若年層や男性に対してDV防止のための啓発が重要です。

【図表 42】夫婦や恋人間の行動についてどう思うか

【一般市民】

	①携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作をしたりする	②友人との付き合いに干渉したり、付き合うことを認めなかったりする	③つきまったり、信じられない回数や内容のメール・LINE などを送る	④たたく、けるなどの暴力をふるう
すべきでない	79.3%	74.7%	95.7%	98.1%
別にかまわない	16.7%	14.4%	1.1%	0.3%
よくわからない	3.5%	10.1%	2.8%	1.2%

資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民調査」(2016 年)

【中学生】

	①携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作をしたりする	②友人との付き合いに干渉したり、付き合うことを認めなかったりする	③つきまったり、信じられない回数や内容のメール・LINE などを送る
すべきでない	61.8%	75.0%	81.4%
別にかまわない	26.5%	8.8%	8.3%
よくわからない	11.3%	15.7%	10.0%

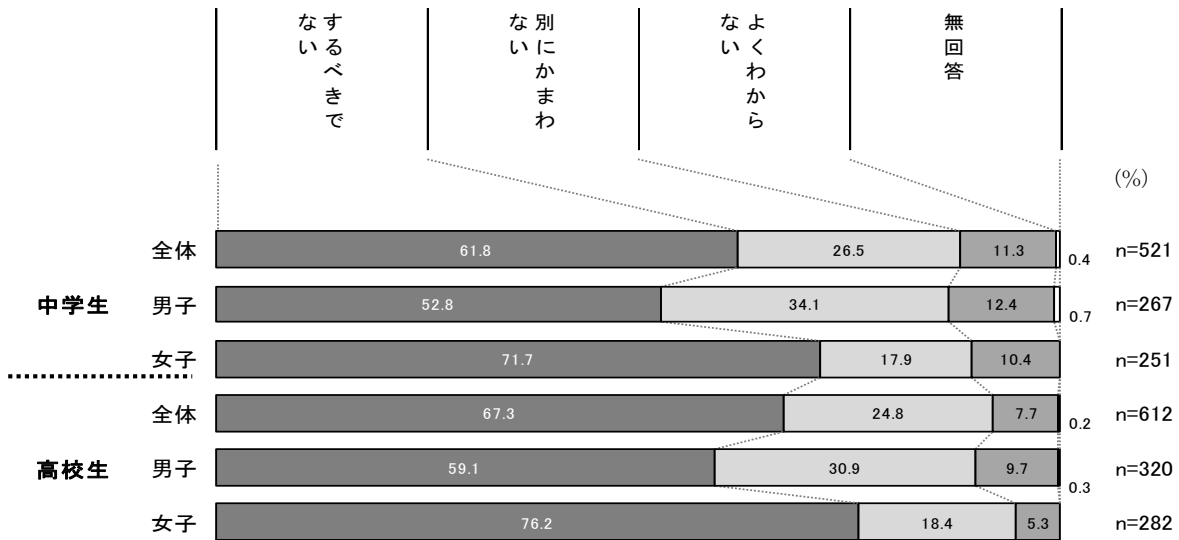
資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民調査」(2016 年)

【高校生】

	①携帯電話やスマホを勝手に見たり、勝手に操作をしたりする	②友人との付き合いに干渉したり、付き合うことを認めなかったりする	③つきまったり、信じられない回数や内容のメール・LINE などを送る	④たたく、けるなどの暴力をふるう
すべきでない	67.3%	75.3%	81.7%	93.5%
別にかまわない	24.8%	11.6%	9.6%	1.5%
よくわからない	7.7%	12.9%	8.5%	4.9%

資料: 春日井市「男女共同参画に関する市民調査」(2016 年)

【図表 43】 中高生男女別 携帯やスマホを勝手に見たり、勝手に操作をしたりする行動をどう思うか



資料: 春日井市「男女共同参画に関する意識調査」(2016 年)

今後の取組み

本市では、2014 年3月に「春日井市DV対策基本計画（第2次）」を策定し、「人権が尊重されるDVのない社会の実現」を基本理念とし、DV防止啓発、相談体制の充実、被害者の安全確保の徹底、自立支援の充実、推進体制の充実に向けた取組みを推進していきます。

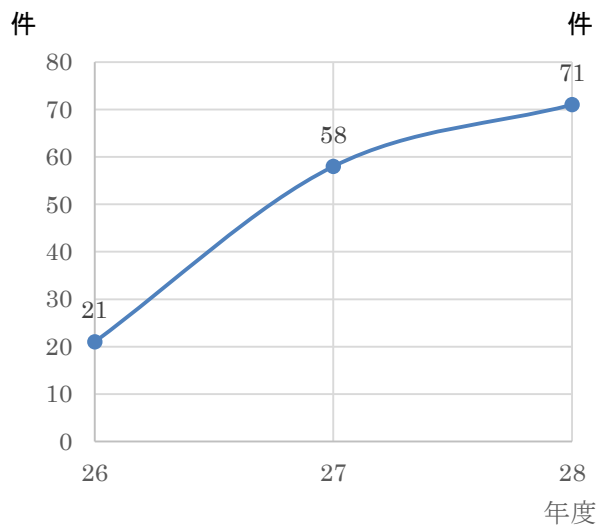
No	施策	内容
35	春日井市DV対策基本計画（第2次）の取組に基づく施策の推進	人権が尊重されるDVのない社会が実現できるよう、DV防止のための意識啓発・教育に努め、被害者が安心して相談できる体制の充実と相談員の資質向上を図ります。また、被害者の支援・保護・自立について関係機関と連携の強化を図り、DVが起きる背景の根絶やDVの正しい知識の普及や支援者の養成に努めるなど、春日井市DV基本計画（第2次）に掲げた施策を推進していきます。

課題2 性別に起因する暴力の根絶

ストーカー、性暴力は犯罪であり、加害者と被害者がどのような関係にあるかに関わらず、決して許されるものではありません。被害者が安心して相談できる窓口を確立するとともに、警察や医療機関と密接に連携して被害者保護に努め、支援体制を充実させることが重要です。

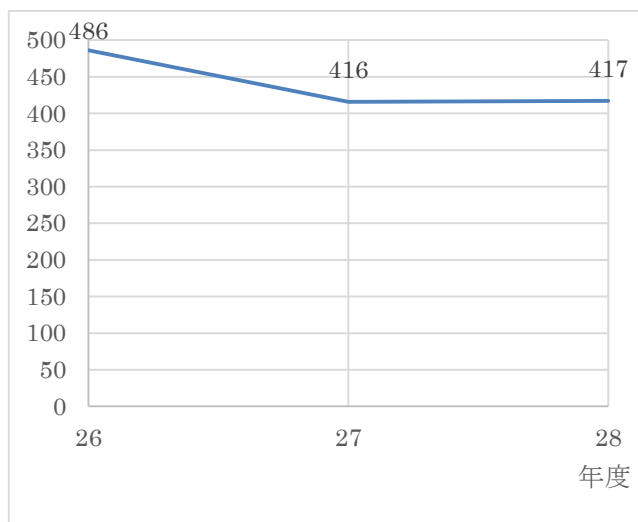
【図表 44】

春日井警察署管内ストーカー被害相談件数



【図表 45】

愛知県警察署管内性犯罪被害届受理件数



資料：春日井警察署

今後の取組み

ストーカー、性暴力などの犯罪行為は、女性に向けられることが多く、また、他人に知られたくないという気持ちから相談することを躊躇する場合があります。そのため、その被害は潜在化、深刻化しやすい状況になります。被害者が相談しやすい環境を整備し、防止対策の広報、啓発に取り組んでいきます。

No	施策	内容
36	ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援	ストーカー、性暴力被害者が相談しやすい環境を整備し、相談窓口の更なる周知を行います。また、関係機関と連携し、被害者支援に取り組みます。

第5章 プランの推進

1 プランの推進体制

男女共同参画プランを推進していくためには、市民、事業者、地域団体などの協力が不可欠です。そのため、それぞれの分野の役割を相互に認識し、協働して実践的な活動を展開していきます。

また、本プランの施策はさまざまな分野にまたがるため、庁内関係部署の連携が必要であり、さらに、今後各課で策定する個別計画においても、男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、共通認識を浸透させるための研修を実施します。

こうしたことから、本プランを円滑に推進するためには、目標である男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携を密にし、一体となって施策に取り組んでいきます。

2 条例の周知・普及

男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年に施行した「春日井市男女共同参画推進条例」のさらなる周知・普及を行っていきます。

3 プランの進行管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については策定の前年度）調査し、市民への公表・意見募集、更に市男女共同参画審議会において評価を行い、それを踏まえて施策・事業の点検、見直しを行い、プランの進行管理に取り組んでいきます。

こうした「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「見直し（Action）」【PDCAサイクル】の中で、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。

4 推進のための数値目標

項目名		プラン策定時 (平成 23 年)	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 33 年)
目標 I	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	※7.6%	※19.4%	20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	※4.6%	※7.4%	20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	※49.0%	※48.3%	70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合	※13.0%	※11.2%	20.0%
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※57.8%	※60.5%	70.0%
目標 II	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	26.2%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の数	3	1	0
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.1%	9.2%	10.0%
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	11.8%	15.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	※89.8%	※86.1%	95.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	※19.4%	※18.0%	30.0%
	安全・安心まちづくりポスターの男女比率	女性比率 26.8%	女性比率 27.6%	女比比率の均衡
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	19.2%	20.0%
	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※35.4%	※39.2%	40.0%
目標 III	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	14 社	22 社	30 社
	市男性職員の育児休暇取得率	3.7%	0.0%	13.0%
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	※56.5%	※52.1%	65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	※家事 12.3% ※育児 37.6% ※介護 26.4%	※家事 18.1% ※育児 36.7% ※介護 28.3%	家事 20.0% 育児 50.0% 介護 35.0%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	※32.9%	※29.0%	40.0%
	小学校区における放課後児童クラブ設置率(子どもの家および民間児童クラブ)	84.6%	91.9%	95.0%
目標 IV	乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん 27.1% 子宮がん 27.2%	乳がん 25.8% 子宮がん 45.1%	乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%
	特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)	34.6%	35.2% (平成 27 年度)	65.0%以上
目標 V	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	※21.9%	※16.4%	10.0%
	DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	※25.7%	※21.7%	40.0%

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 22 年・28 年の数値です